

# 提案募集方式による地方分権改革の 成果と展開

平成30年3月19日

学習院大学法科大学院教授

大橋 洋一

# 1 提案募集方式の地方分権改革 における意義について

# 市民生活向上につながる多様な提案（29年）

## 少子・高齢化

- 放課後児童クラブの人員配置・資格要件についての「従うべき基準」の見直し
- 保育所等の人員配置・居室面積等についての「従うべき基準」の見直し
- 小規模多機能型居宅介護の代表者の要件に関する「従うべき基準」の見直し 等

## 人口減少

- 所有者不明土地の適正管理、所有者不明空き家の法定相続人への連絡調整手法
- 水道の給水区域の縮小を伴う場合の大臣許可基準 等

## 過疎エリアの地域交通、公共基盤の老朽化

- 自動車運送事業者の旅客と貨物の混載（貨客混載）
- 新技術等を活用した橋梁点検手法等の見直し 等

## 災害対策・防災

- 罹災証明の手続の迅速化 等

## 新技術の展開への対応

- 観光地等における安全なドローンの利用の確保 等

## 教員・職員の事務負担の軽減と住民の利便性向上

- 学校給食費のコンビニ納付
- マイナンバーの情報連携事項の充実 等

## 地方創生・まちづくり・土地利用

- 国定公園の公園計画の変更について、施設の業態変更等の取扱いの見直し
- 駅前広場等における立体道路制度の適用要件の緩和 等

## 文化・観光振興

- 文化財保護行政の教育委員会から首長部局への選択的移管 等

地方行政が抱える現代型課題の顕在化  
（=提案募集をみれば、現場の行政課題の今が見えてくる）

# 提案の高い実現率

(件数)

分類 年	提案の趣旨を踏まえ対応		小計 $c=a+b$	実現できなかったもの $d$	合計(※) $e=c+d$	実現・対応の割合 $c/e$
	提案の趣旨を踏まえ対応 $a$	現行規定で対応可能 $b$				
H29	157	29	186	21	207	89.9%

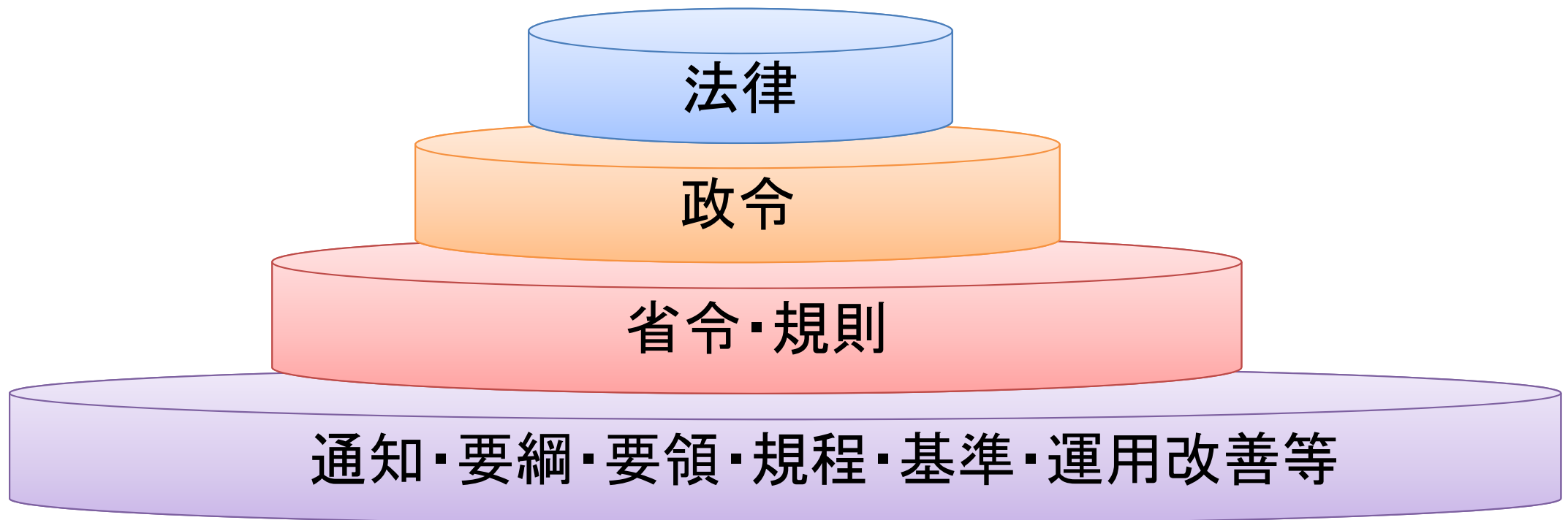
※ 合計欄の件数は、予算編成過程での検討を求める提案等を除いた、関係府省と調整を行った件数

## 【他の是正手続との比較】

行政不服審査における(国の)行政不服審査会答申に見る取消率	17.5%(29年度)
行政訴訟における原告の勝訴率(請求認容率)	8.9%(28年)

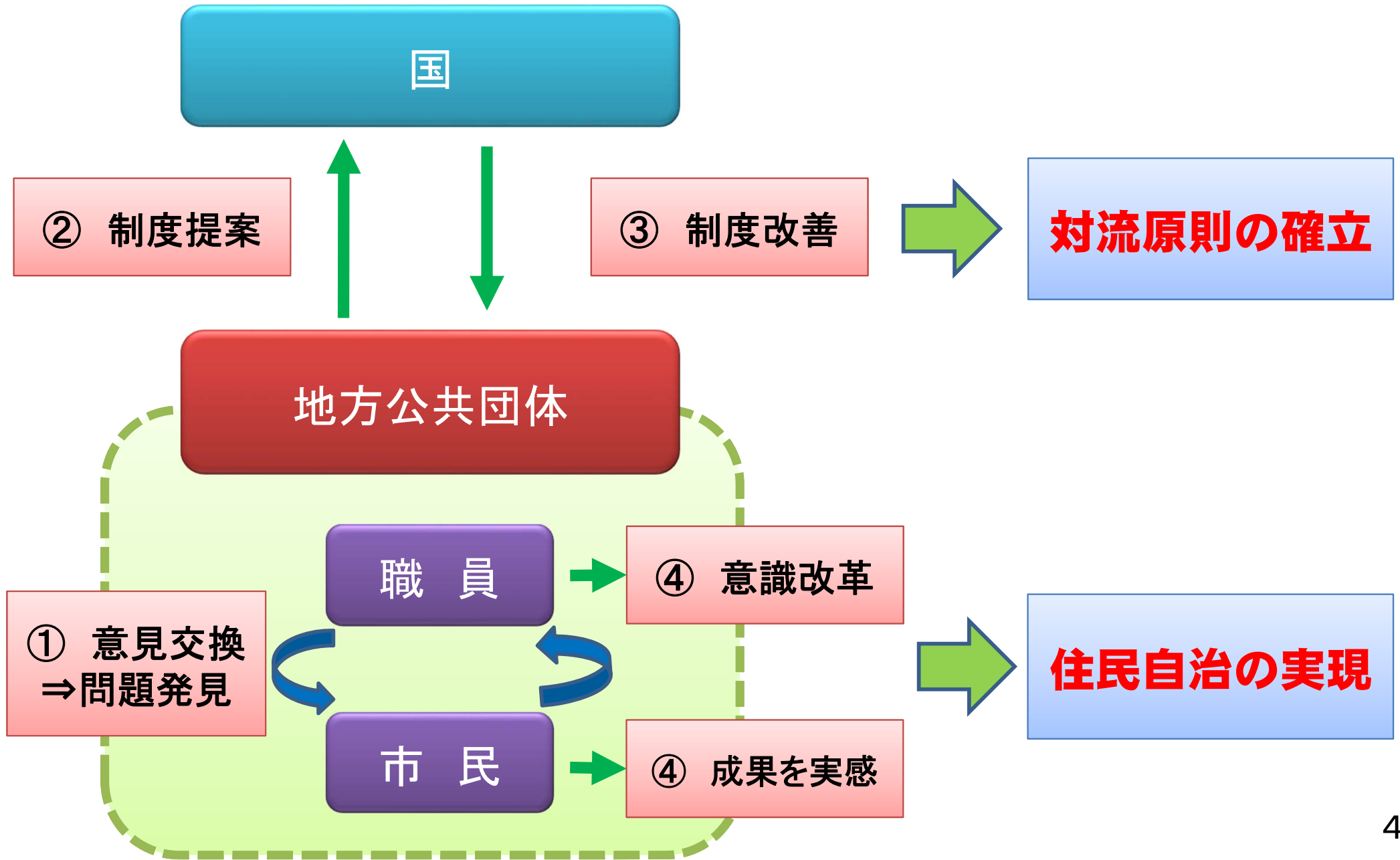
# 市民の視点に立った多様な改善対象

～改善対象は法律に限定されない！～



市民が直面する課題の解決を考える目線

# 提案システムの構造～地方提案で国の制度が動く！



## 2 現状を取り巻く諸課題への対応

- 一 子供子育てと地域公共交通を例にして

放課後児童クラブの従うべき基準の参酌化に関する検討等

**支障**

- 「放課後児童支援員」の資格や人員配置は全国一律の従うべき基準として定められ、サービス提供が困難な地域が発生
- 【現行】
  - ・資格取得は高卒者等以上に限られ、実務経験のある中卒者であっても、「放課後児童支援員」として従事不可
  - ・認定資格研修の受講が必要
  - ・過疎地などで小規模クラブの場合でも、2名以上の人員配置が必要

見直し

**効果**

- 基準の緩和により、地域の実情に応じた人材活用・サービス提供を可能に
  - ・資格取得の対象者を中卒者へ拡大
  - ・類似の資格取得者の研修免除
  - ・小規模クラブの人員配置基準の緩和



保育所等の面積基準の見直し

**支障**

- 居室面積基準は、待機児童が多く、地価の高い地域は特例的に緩和されているが、地域要件が厳しいため特例の活用が困難
  - 【現行の特例要件】
    - ・三大都市圏の平均地価以上の市区町村
    - ・市町村の規模に関係なく、待機児童数が100人以上
- 全国約50団体

見直し

**効果**

- 特例を適用できる地域要件の緩和により、保育所等整備が進めやすくなり、待機児童を解消



家庭的保育事業等の要件緩和

**支障**

- 家庭的保育事業等については、給食は原則自園調理とし、外部搬入は同一法人の事業所等に限定
- 事業実施には、代替保育を行う連携施設（認定こども園、保育所、幼稚園）確保が必要

見直し

**効果**

- 事業の参入障壁を緩和し、新規事業を促進
  - ・適切な外部事業者からの給食搬入を可能に
  - ・小規模保育事業所等でも代替保育を提供可能に



ファミリー・サポート・センター事業の実施要件の見直し

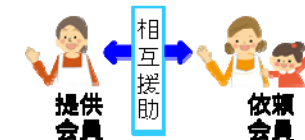
**支障**

- ファミリー・サポート・センター事業※については、会員数が50人以上、実施場所は原則提供会員の自宅とされている。
- ※保育所や小学校の下校後、保護者が迎えに来るまでの間の子どもの預かりなど、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（提供会員）を仲介する事業。

見直し

**効果**

- 要綱を見直し、相互援助による子育て支援を促進
  - ・借上施設での実施を可能に
  - ・会員数50人未満での事業実施を可能とするよう検討



サービスの充実、待機児童の解消等



# 地方創生 — 地域公共交通に係る制度・運用の見直し —

## 地域公共交通会議等の運営円滑化

### 支障

- 地方公共団体が主宰する地域公共交通会議等では、交通体系の再編等、地域交通に関する関係者間の合意形成を行っている。
- 合意すべき事項や手続が不明確なため、地方公共団体が調整能力を発揮できず、地域の実情に応じた交通体系の再編等の支障に。

見直し

### 効果

- 合意事項や協議手続の明確化により、意思決定を円滑化し、地域の実情に応じた交通体系の整備を促進



## タクシーによる貨客混載

### 支障

- 自動車運送事業者は、それぞれ旅客又は貨物の運送に特化している。（原則、事業の「かけもち」ができない。



見直し

### 効果

- 乗用タクシーにおける貨物の有償運送を可能とし、過疎地域等における人流・物流サービスの持続可能性を確保

## 自家用有償旅客運送関係

### 支障

- 市町村が実施する自家用有償旅客運送では、車両を市町村が準備する必要がある。



見直し

### 効果

- 運行委託先のバス会社等の車両を活用可能とし、車両保有の負担を軽減しつつ地域の足の確保の取組みを促進



## バス停留所関係

### 支障

- 既存の路線バスの停留所に新たにコミュニティバスを停留させることが可能か不明確



見直し

### 効果

- 警察関係者を含む地域公共交通会議等で認められた一定の停留所は、路線バスとコミュニティバスの停留所を兼ねることが可能であることを明確化・周知し、乗り継ぎ等での利便性を向上

## 実証運行実験関係

### 支障

- 市町村が実施する実証運行実験の許可は、原則として1年以内に限定され、十分なデータ収集ができない。



見直し

### 効果

- 1年以上の実験や1年経過後の追加実験の許可が可能であることの明確化により、地域に最適な交通ネットワークの構築を促進

実情に応じた地域交通の確保

## ◎ 国の基準行政と自治体運営の柔軟性確保

(子供・子育て等に顕著な問題)

### ◆ 従うべき基準

- ・ 全国一律に、資格、施設、人員配置、組織間連携について詳細に規定する。
- ・ 限りある資源を自治体は、国の基準により使い切るほかない。
- ・ サービスを享受できない市民の大量発生

⇒ 地域で柔軟かつ効率的に実施できるように任せてほしい。

## ◎ 実験（試行）と柔軟な地域協議のあり方 (地域公共交通等に顕著な問題)

### ◆ 協議会方式

- ・ 行政機関以外の多様な主体が参画して協議する方法
- ・ 何でも協議の対象として全員一致を原則とする硬直的運用  
⇒ 協議する重要事項を精査して、過半数の同意で先に進む

### ◆ 実験の円滑化

- ・ 法制度は社会実験を予定していないのではないか  
⇒ 地域における継続的な実験が認められる余地を法制上も確保する

### 3 地方分権改革の推進に向けた 今後の方向性

# 提案が積極的な自治体にみられる3つの特徴

## 【特徴1】 トップのイニシアティブ・マネジメント

地方分権改革・提案募集方式を、“住民サービスの向上と行財政改革の実現手段” ととらえ、組織として、積極的に取り組む指導力が機能。

## 【特徴2】 職員の意識改革・人材育成

個々の職員が自らの業務の中で疑問点や改善点を考え、「提案の種」を発見できる意識が定着。また、組織内で、職員のモチベーションを高く維持する仕組みが機能。

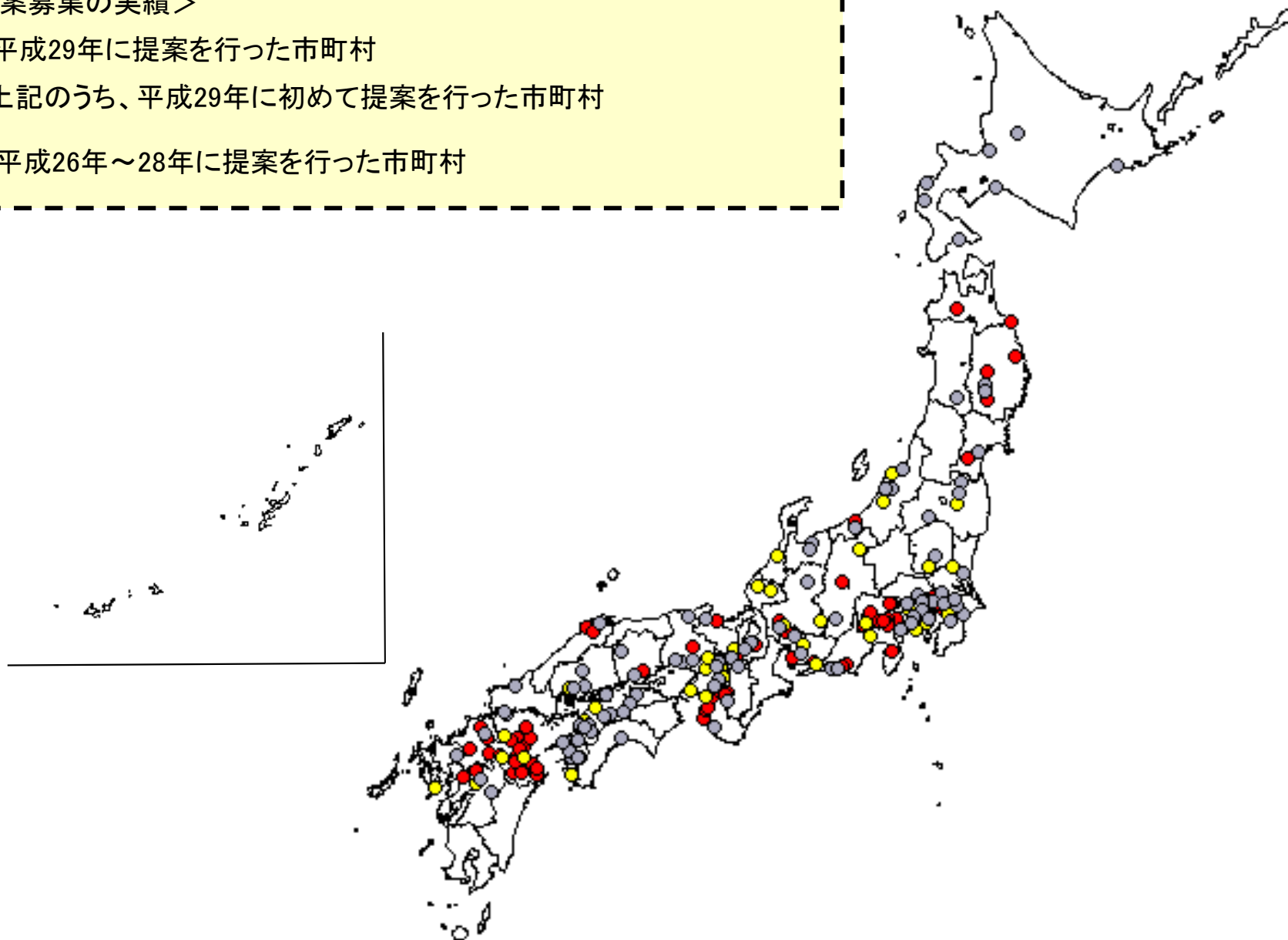
## 【特徴3】 関係者の情報共有・連携

職員から出た提案のアイデアを組織内で速やかに共有したり、県と市町村が連携したりするなどにより、提案まで導くシステムが機能。

# 提案をした市町村は地域的に温度差がみられる

## <提案募集の実績>

- 平成29年に提案を行った市町村
- 上記のうち、平成29年に初めて提案を行った市町村
- 平成26年～28年に提案を行った市町村



# 提案募集制度の発展可能性

## 自治体も制度設計の担い手として責任を持つ

- ・国の指示や基準に従っていた方が楽であるという意識がなお存在
- ⇒ 自治体も制度設計を担う主体であるという意識を持つ必要性
- ⇒ 外部環境に適合した行政システムは「地方と国の対話」によって初めて可能

## 職員の専門性向上と戦略的政策法務の必要性

- ・職員が、市民生活への観察力、当事者意識、サービス精神を持つことが不可欠
- ・制度の運用や構築にあたり行政手続(デュープロセス)の考え方が根付いていない
- ⇒ 自治体職員の専門性の強化や戦略的な政策法務に関する研修制度の充実が急務

## 責任を負う覚悟が必要

- ・制度設計にあたっては、自治体の側にも責任を負う覚悟が必要
- ・国が担うのか、自治体が権限の移譲を受けるのかという単純な二者択一が既に限界
- ⇒ 自ら具体的条件を提示し、その充足を行う覚悟、自ら責任を負う姿勢を示すことが必要